

4. L P ガス事故の概要（全事故）

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 函館市 15.1.4	爆発・火災 重傷者 1 (男性24)	共同住宅 木造2階建	5:31	不明	5時31分頃、当事者宅より爆発音が発生した。何らかの原因により、ガス漏れが発生した。何らかの照明スイッチを誤ってオンにしたことにより、ガス漏れが発生した。調査の結果、ガス漏れの原因は不明である。損傷は室内の床に限定されている。	ガス漏れ原因等 詳細不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (作動状況不明) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンなし	
長野県 諏訪市 15.1.6	火災 死者 1 (男性70) < B級 >	共同住宅 木造平屋建	16:30	一般消費者 等 (男性70)	共同住宅の大浴場において、風呂釜の空焚きによる火災が発生した。風呂釜の空焚き作業中に、風呂釜の空焚き防止装置が作動しなかったため、風呂釜が空焚き状態となり、煙が出た。風呂釜の空焚き防止装置が作動しなかった原因は不明である。	風呂釜の空焚き ・規則第44条第1号ヲ違反 (固定式燃焼器具をゴム管で接続) 但し、事故とゴム管接続との因果関係はなし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンあり ・空だき防止装置 あり (作動しなかった原因不明)	(行政指導等) ・ゴム管接続について 販売業者に全消費者の消費設備について調査し、報告するよう口頭で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
静岡県 島田市 15.1.7	爆発	学校 鉄骨造2階建	9:45	不明	職員が学校の給湯室で湯沸し機の操作をしていたところ、湯沸し機の電源が落ちた。湯沸し機の電源が落ちた原因は不明である。湯沸し機の電源が落ちたことで、湯沸し機が停止した。湯沸し機が停止したため、湯沸し機の電源が落ちた原因は不明である。	ガス漏れ原因等 詳細不明 ・規則第44条第1号力違反 (ガス漏れ警報器未設置)	・ガス漏れ警報器 なし(給湯室) ・ガス漏れ警報器 連動自動ガス遮断装置(厨房) ・ヒュ-ズガス栓 なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・事故後、ガス漏れ警報器を設置した。
石川県 鳳至郡 15.1.8	爆発	一般住宅 木造	8:35	不明	消費者宅で湯沸し機の点検をしていたところ、湯沸し機の電源が落ちた。湯沸し機の電源が落ちた原因は不明である。湯沸し機の電源が落ちたことで、湯沸し機が停止した。湯沸し機が停止したため、湯沸し機の電源が落ちた原因は不明である。	ガス漏れ原因等 詳細不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (コンセントが外れていた) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンあり	(再発防止策) ・販売業者に固定式燃焼器具と末端ガス管の接続に使用する設備の変更を周知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
山口県 萩市 15.1.8	漏えい	ペットショ ップ	15:00	販売事業者	来店した客がガス臭がするのに気づき販売事業者に連絡したため、使用していたガス器具と末端取り付け部から漏えい。ガス配管の接続不良により、液石法基準違反。	湯沸器（金属アダプター）の接続不良 ・規則第44条第1号ヲ違反（固定式燃焼器具をゴム管で接続）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	（行政指導等） ・販売事業者に液化石油ガス設備の安全確保について文書で指導した。
秋田県 横手市 15.1.11	漏えい	一般住宅 木造	18:45	その他 （雪害）	屋外で異常音がしたため、その場所に行ったところ、屋根からの落雪により容器バルブと調整器の接続部が折損してガスが漏えい。	容器バルブと調整器接続部の損傷（雪害） ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり （検知区域外） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（再発防止策） ・販売事業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
北海道 岩見沢市 15.1.13	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:26	その他 （雪害）	屋根からの落雪により調整器が損傷して、そこからガスが漏えいしたものの。	調整器の損傷（雪害） ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（行政指導等） ・販売事業者に周知の徹底について口頭で指導した。 （再発防止策） < 県協会 > ・北海道LP協会保安部内に「雪害対策WG」を設置し、啓蒙に努める。 < 卸協支部 > ・雪害対策に対する情報交換と業界内の周知を目的として関係団体間協議会を開催した。
愛知県 半田市 15.1.18	漏えい火災	共同住宅 鉄筋コンク リート造5 階建	18:00	不明	コンロを使用していたところ、近くに設置していた2kg容器と調整器の接続部から漏えいしていたガスに引火したものの。この2kg容器と調整器の接続部は以前に3回ほど使用したが接続が緩んだ原因は不明である。（質量販売 2kg × 1本）	調整器の接続不良 ・法第14条第1項、第27条第1項違反（書面未交付、保安業務未実施）	安全器具等なし	（行政指導等） ・販売業者に書面交付及び保安業務実施（周知）について調査した。改善計画で指導した。改善報告書も求めた。2月28日までに書面交付及び保安業務未実施に対してそれぞれ報告があった。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
宮城県 志田郡 15.1.21	爆発・火災 軽傷者 1 (男性40)	自動車内	11:50	一般消費者 等 (男性40)	消費者が自動車内で休憩中に社内に置いていた5kg容器から調整器を取り外そうとしたとき、誤って容器バルブを緩めてしまったため、ガスが漏えいした。その後、換気を充分しないうまま、煙草を吸おうとライターに点火したため、漏えいしていたガスに引火、爆発したものの。 (質量販売 5kg×1本)	容器バルブの誤開放 ・法違反なし	安全器具等なし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
鳥取県 日野郡 15.1.21	漏えい火災 軽傷者 1 (女性91)	一般住宅 木造2階建	9:30	一般消費者 等 (女性91) 販売事業者	普段使用していたコンロが故障により使用できなかったため、2kg容器と他のコンロと接続し、ライターにより点火したところ、漏えいしていたガスに引火したものの。なお、容器バルブと調整器の接続不良によりガスが漏えいしていた。 (質量販売 2kg×1本)	容器バルブと調整器接続不良 ・法第14条第1項、第27条第1項違反 (書面未交付、保安業務未実施)	安全器具等なし	(行政指導等) ・販売事業者に緊急時連絡及び対応の他機関への委託等について口頭で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
埼玉県 川口市 15.1.22	爆発 軽傷者 1 (女性32)	共同住宅 鉄筋コンクリート造5階建	13:05	一般消費者 等	当事者がコンロを使用したとき、その奥に置いてあった雑巾に引火してくすぶっていたが気づかなかった。一度コンロの火を消し、再び点火を試みているときにうまく着火せず、その間にガスが漏えいし滞留したため、引火して爆発した。	コンロの点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (探知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
北海道 札幌市 15.1.23	漏えい	共同住宅 木造2階建	11:59	その他 (雪害)	屋根からの落雪により高圧ホースの継手部が損傷して、そこからガスが漏えいしたものの。	高圧ホースの損傷(雪害) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(再発防止策) ・販売事業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。 <協会> ・北海道LP協会保安部内に「雪害対策WG」を設置し、啓蒙に努める。 <支部> ・雪害対策に対する情報交換と業界との関係性を開き、協議とした。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.1.24	爆発・火災 重傷者 1 (男性66) 軽傷者 2 (女性64、 32)	一般住宅 木造2階建	1:47	不明	当該住宅において爆発音とともに建物が大破し、出火した。事後の調査で、消費設備側で漏れが認められなかったことから、供給設備側からガスが漏れ、床下に入り、居間のストーブ等の火から引火したものと推定されたが、ガス漏れ原因等は不明である。	ガス漏れ原因等 詳細不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (鳴動した) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンあり	
鹿児島県 肝属郡 15.1.24	爆発・火災 重傷者 1 (男性26)	一般住宅 木造平屋建	13:45	一般消費者 等 (男性26)	消費者が昼食をつくるため、コンロに点火したところ、漏れをいじっていたらガスが引火し、爆発した。台所付近からはガスが漏れていると推定された。台所が詳細な調査で適当な配管、ホースの不備がなかったと推定された。当該消費者は、高圧ガスが適当な容器に設置、使用していたため、保安業務の実施されていなかった。	ガス漏れ原因等 詳細不明 (燃焼器具、配管、ホースの不備があったと推定される) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に容器管理の徹底について文書で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
東京都 足立区 15.1.26	爆発・火災 軽傷者 1	一般住宅 木造	7:00	その他 (ねずみ)	消費者が炊飯器にスイッチを入れたときガス臭がしたため、換気扇のスイッチを入れて、その場を離れた。その後、炊飯器を確認した。ため戻り照明をつけるところ、爆発した。事故後、調査したところ、コンロに接続していたゴム管がねずみにかじられていたため、そこからガスが漏れ、引火したと推定された。	ゴム管の損傷 (ねずみ) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンあり	
岩手県 盛岡市 15.1.30	爆発・火災 軽傷者 1 (男性57)	事務所 鉄筋コンク リート造5 階建	10:25	販売事業者	販売事業者が、容器交換のため、当該事務所を訪問した。交換作業の際、容器バルブの開閉状態の確認を怠り、バルブが開いたまま、調整器の取り外し作業を行ったため、ガスが漏れ、石油ファンヒーターに引火し、爆発・火災となった。当該事務所の4階は全焼した。 (質量販売5kg×1本)	容器交換作業ミス ・規則第16条 第14項違反 (容器交換時違反)	・ガス漏れ警報器 あり (作動状況不明) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンなし	
愛媛県 新居浜市 15.1.30	漏えい火災	一般住宅 木造平屋建	17:07	一般消費者 等 販売事業者	消費者が自宅に設置してある容器を自ら交換しようとしたところ、誤って容器のバルブを閉め、ガスが漏れ、風呂用のボイラーの焚き口からガスが漏れ、引火した。業者が来る前に消費者が自ら交換した。	容器取扱ミス (容器バルブ閉めミス) ・規則第18条第 1号1違反 (火気距離)	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に容器の設置場所について文書・口頭で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 北安曇郡 15.2.1	爆発・火災 軽傷者 1 (女性24)	寮・寄宿舍 木造2階建	21:45	その他 (雪害)	21:45頃、宿舎に帰宅した女性従業員が石油ファンヒーターに点火したところ、漏れいていたガスに着火・爆発し、建物は全焼した。当該女性は、顔や首に軽い火傷を負った。屋外の配管が、堆積した雪の荷重により無理な力がかかったことにより破損しており、そこから漏れ出したガスが壁・ドアの隙間から宿舎内に流入したものと推定される。	雪害による配管の損傷 ・法違反なし	安全器具等なし	(行政指導等) ・県内の販売事業者に雪害について文書で注意喚起した。 (再発防止策) ・販売事業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
神奈川県 足柄下郡 15.2.1	爆発 軽傷者 1 (男性25)	ホテル 鉄骨造	6:30	一般消費者 等 (男性25)	6:30頃、ホテルの調理員がオープン左右の5個ずつ設置されているガス栓のうち右側のガス栓を開け、扉を半開きにした状態で、バーナーに点火しようとした。チャッカマンをバーナーに近づけたところ、オープンの左側奥の方から炎が迫ってきたため、調理員は顔面に火傷を負った。その後の調査で左側の5個のガス栓のうち1つが閉止されていなかったことが判明した。	ガス栓の閉め忘れ ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売事業者、当該ホテルに事故再発防止のため口頭で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
東京都 江戸川区 15.2.5	漏えい	カラオケ店	22:20	不明	22:20頃、当該カラオケ店の隣人がガス臭に気付き、消防に連絡した。調査の結果、フレキ配管の継手部より、微少の漏れがあった。原因は不明である。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	
沖縄県 国頭郡 15.2.6	CO中毒 死者 1 (男性52) < B級 >	飲食店 鉄筋コンクリート造平屋建	5:30	一般消費者 等	6:00頃、当該飲食店のオーナーが厨房内の異常に気付き、中を覗いたところ従業員が倒れて死亡しているのを発見し直ちに消防に連絡した。その後の調査で死因はCO中毒とわかった。厨房内の窓・出入口を閉め切り、かつ換気扇も作動させずに回転釜を使用したため、CO中毒となった。	換気不良 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンS Bあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・消費者に燃焼器具使用時には換気をするよう周知する。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
香川県 観音寺市 15.2.7	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造4 階建	不明	その他 (車両の荷 重)	1月30日に当該共同住宅住人からガス臭いと の連絡があった。31日に販売事業者が配管の 漏えい試験を実施し、また、2月3日に供給管 の漏えい試験を実施したが、漏えいは発見で きなかったため、特に臭いの強い箇所には排気 装置を設置した。排気しても、臭いが消え ず、ガス臭がさらに強くなったため、7日にな って、3日の漏えい試験で実施していなか った供給管について漏えい試験を実施したと ころ、埋設管からガスが漏れているのがわか った。大型車両等の通行により供給管が破損 ・漏えいしたものと推定される。	供給管の損傷 ・法違反なし なお、当該埋設 管の腐食測定は 平成13年9月4日 に実施され、合 格していた。	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコン あり	
長野県 佐久市 15.2.7	漏えい	その他店舗 鉄筋コンク リート造2 階建	11:35	販売事業者	11:35頃、当該店舗の警備員が容器置場を巡 回していたところ、ガス臭に気づき、消防と 販売事業者に連絡した。調査の結果、容器バ ルブと高圧ホースの接続部からガスが漏れて いるのがわかった。同日10:45頃配送員が容 器交換を行ったが、その際高圧ホースの締め 付けが緩かったものと推定される。	高圧ホースの締 め付け不足 ・規則第16条第 3号違反 (容器未接続)	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売業者に保安教 育の徹底・事故再発 防止について文書で 改善計画書及び実施 報告書を求めた。
長野県 松本市 15.2.7	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:00	器具メーカ ー	17:00頃、近隣住民からガス臭いとの通報を 受け、消防・警察が出動した。爆発の危険が あったため、近隣7世帯を緊急避難させた。 調査の結果自動切替調整器からガスが漏れて いるのがわかった。当該調整器のダイヤフラ ムに異物(アルミダイカストの切削粉と思わ れる)が付着し、そこからガスが漏れたもの と推定される。なお、異物の付着した原因は 制作過程で発生した切削粉が機器内に残留し たものと考えられるが詳細は不明である。	調整器の製作不 完全 ・法違反なし 調整器設置 平成8年3月 調整器製造 平成8年1月	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコン あり	(行政指導等) ・販売業者に同型の 調整器について点検 するよう文書で指導 した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
京都府 相楽郡 15.2.8	爆発・火災 死者 1 (男性88) < B 級 >	一般住宅 木造平屋建	14:20	一般消費者 等 販売事業者	14:20頃、当該住宅の台所付近から爆発音と共に出火・全焼し、台所の焼け跡付近で男性の焼死体が発見された。台所にあるコンロで米を炊いていた形跡が見られ、吹きこぼれ等により火が消えて、ガスが漏えいし、何らかの原因で爆発したものと推定される。 (質量販売10kg×2本)	消費者の取扱いミス ・規則第16条 第13号違反 (質量販売違反)	安全器具等なし	(行政指導等) ・20%超の容器による改指 質量販売書の提出を長期を 善計画書の提呈を長期を 示した。容器を保管して 間消費者宅で保管して せている等について力 消費の都度回収消費 セットコンロを消費 者に勧めるよう指導 した。 積販売への切 替、容器撤去、配 管への接続徹底が 図られた。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。
群馬県 利根郡 15.2.26	漏えい火災	一般住宅 木造	11:40	その他 (雪害)	11:40頃、当該住宅の屋根から雪が落下し、調整器(自動切替調整器)を破損したことにより、ガスが漏えいした。何らかの原因により、漏れたガスに着火し、調整器の一部が焦げた。	雪害による調整器の損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
北海道 札幌市 15.2.27	爆発・火災 軽傷者 1 (男性31)	塾兼住宅 木造2階建	13:58	一般消費者 等	13:58頃、居住者が軒先の氷塊を落としていたところ供給管に直撃し、ガスが漏えいした。漏えいしたガスがボイラーの火に着火し、爆発・火災となった。建物は半損、一部が焼失した。	配管の損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (鳴動した) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
埼玉県 上尾市 15.2.28	爆発 軽傷者 1 (男性75)	一般住宅 木造平屋建	20:30	一般消費者 等	20:30頃、当事者がCF式風呂釜(マッチ点火式)の点火の際、種火用のガス栓でなく、本火用のガス栓を間違えて開いた。その後点火に時間がかかったため、その間に漏えいしていたガスに引火、爆発した。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・安全装置付き屋外ふろがまに交換
宮城県 仙台市 15.3.2	漏えい	一般住宅 木造	13:10	販売事業者	13:10頃、強風により当該住宅の容器置き場が倒壊し、設置してあった容器が転倒した。この際、集合装置ヘッダー部分が損傷し、ガスが漏れた。	容器の転倒 ・法違反なし	安全器具等なし	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.3.7	漏えい	共同住宅 木造2階建	2:00	その他 (雪害)	2:00頃、当該アパートの住民がガス臭に気付 き、保安機関に連絡した。調査の結果、屋根 に積もっていた雪が容器付近に落下し、供給 管に衝撃が加わったことから、供給管のエル ボ部分に亀裂が入り、ガスが漏えいしたもの とわかった。	雪害による供給 管の損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (鳴動した) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコン あり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。 < 県協会 > ・北海道LP協会保安 部内に「雪害対策W G」を設置し、啓蒙 に努める。 < 卸支部 > ・雪害対策に対する情 報交換と業界内での建 知関係団体を含めた協 議を推進した。
北海道 札幌市 15.3.9	漏えい	一般住宅 木造2階建	23:23	その他 (雪害)	23:23頃、当該住宅の屋根からの落雪によ り、2次側の調整器のユニオン継手部分より ガスが漏えいした。隣人がガス臭に気付 き、消防に連絡した。	雪害による調整 器ユニオン継手 部分の損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。 < 県協会 > ・北海道LP協会保安 部内に「雪害対策W G」を設置し、啓蒙 に努める。 < 卸支部 > ・雪害対策に対する情 報交換と業界内での建 知関係団体を含めた協 議を推進した。
北海道 小樽市 15.3.10	漏えい	その他 (集団供給 貯蔵設備)	1:12	その他 (雪害)	当該設備は5棟7世帯に集団供給している。 1:12頃、入居者がガス臭に気づき、消防に連 絡した。深夜であったことから、大量の積雪 により作業困難であったこと、また、大容 器バルブを閉め、安全を確認後、作業を中 止した。翌日の調査の結果、埋設部付近の 日部分からガスが漏れているのがわかつた。 なお、漏えい原因は積雪により加重され たと推定される。	雪害による供給 管の損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。 < 県協会 > ・北海道LP協会保安 部内に「雪害対策W G」を設置し、啓蒙 に努める。 < 卸支部 > ・雪害対策に対する情 報交換と業界内での建 知関係団体を含めた協 議を推進した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
広島県 豊田郡 15.3.13	漏えい火災	飲食店 鉄筋コンク リート造平 屋建	20:07	一般消費者 等	20:07頃、当該飲食店従業員がガス漏れ警報器が作動しているのに気づき、確認したところ、翌日の仕込みを行っていたコンロの隣に設置してあった揚げ釜と金属フレキ管の接続部からガスが漏れコンロの火に引火していた。容器バルブを閉め、消防・販売事業者に連絡。調査の結果、金属フレキ管のニップル継手の腐食によりガスが漏れたものとわかった。	ニップル継手の腐食 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (鳴動した) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンBあり	
岐阜県 武儀郡 15.3.14	漏えい火災	学校 鉄筋コンク リート造2 階建	11:15	設備工事業 者	11:15頃、設備工業者が配管の撤去作業を行っていた。中間ガス栓の開閉を確認することなく作業を行ったため、配管を切断した際、ガスが漏れ、何らかの原因で着火し爆音と共に火災となった。	工事ミス 現行基準であれば規則第16条第19号の2について違反となる。 事故時は施行前	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に質量販売の方法の改善について口頭指導した。 ・設備工業者に工事の際の安全確認の徹底について口頭で指導した。
埼玉県 八潮市 15.3.16	爆発 軽傷者 1 (女性63)	一般住宅 木造2階建	16:10	一般消費者 等	16:10頃、当事者がCF式風呂釜(種火の確認がしにくい)に点火しようとしたとき、種火が確認できないままにガス栓をメインバーナー側に回す操作を繰り返しているうちにその間に漏えいしていたガスに引火して爆発した。	点火ミス ・規則第37条第1号イ、第44条第1号ヲ違反	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
神奈川県 三浦郡 15.3.27	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	19:00	一般消費者 等	19:00頃、女性がガステーブルを使用しようとした際、誤って予備側のガス栓を開いたが気付かず、点火した際、漏えいしたガスに着火し予備側のガス栓に装着してあったゴムキャップが燃えた。火を消そうとタオルをかけたところタオルにも着火したため、消化器により消化した。なお、予備側のガス栓はヒューズガス栓であったが、不完全にゴムキャップが装着されていた。ガスが微量に漏えいし、ヒューズガス栓の機能が発揮できなかった模様。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
秋田県 雄勝郡 15.4.2	CO中毒 死者 1 (女性23) 重症者 1 (男性29) < B 級 >	住宅兼美容 院 木造 2 階建	2:00	一般消費者 等	2:00頃、男性(29)が当該美容院に設置されている瞬間湯沸器(開放式:50号)を使用していた。30分後、男性が湯沸器の火を消さず、意識を失い倒れた。同日夕方、女性が倒れているのを見つけた。男性が倒れた際に、女性に連絡し、母に連絡し、消防に連絡した。消防が駆けつけた際、女性は既に死亡しており、男性は病院に運ばれた。なお、当該湯沸器には完全燃焼防止装置が付いておらず、室内は密閉されていたことと相俟って、CO中毒となった。 (質量販売 8 kg × 1 本)	換気不良 ・ 法違反なし	・ ガス漏れ警報器あり (作動状況不明) ・ ヒュ - ズガス栓なし ・ マイコンなし	(再発防止策) ・ 消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・ 消費者には燃焼器具使用時には換気をするよう周知する。 ・ 消費者に湯沸器を不付完全燃焼防止装置に交換するよう周知する。
埼玉県 鶴ヶ島市 15.4.17	CO中毒 死者 1 (男性60) < B 級 >	一般住宅 木造 2 階建	20:30	他工事業者	4月から始まった住宅の改築工事のため、消費者から販売業者へ容器、メーター位置の変更依頼があった。販売業者は、下見をして工務店との打ち合わせの上、4月9日に容器、メーター位置の変更及び配管の変更工事を行った。その時、配管接続のとき、屋外湯沸器(風呂用)への配管に依頼し、連絡待ちの状態だった。その後、工務店から依頼を受けた風呂店が販売業者者に連絡せず、14日に浴室内の既存BF式風呂釜を撤去し、仮設で浴室内にCF式風呂釜を設置した。その時、排気筒を設置せず、給気口を設けなかった。17日の20:30頃、事故当事者が入浴中に風呂を追い炊きしていたところ倒れて、23:00に死亡した。事故原因はCO中毒と推定された。なお工事をした風呂店は特監法の資格者ではなかった。	排気筒未設置 ・ 規則第44条第1号ヨ、タ(iv)、ソ、ラ違反 ・ 特監法第3条違反 (排気筒基準違反:排気筒、給気口、接続方法) (特監法違反:監督、表示) ・ 法第38条の7 ・ 法第38条の10	・ ガス漏れ警報器なし ・ ヒュ - ズガス栓なし ・ マイコンあり	(行政指導等) ・ 販売業者等に周知の徹底について口頭で指導した。 ・ 警察の捜査結果がまとまった後、口頭で県協会等へ注意喚起を図ることとした。
神奈川県 津久井郡 15.4.19	漏えい	一般住宅 木造 2 階建	10:30	不明	10:30頃、設置してあった自動切替調整器のダイヤフラムの劣化により、ダイヤフラムの湾曲部に切れが発生して、50kg容器 2 本からガスが全量漏えいした。ガス臭に気付いた近所住民が販売業者に連絡した。	調整器のダイヤフラムの劣化 ・ 法違反なし 調整器設置 昭和58年8月 (製造昭和57年4月)	・ ガス漏れ警報器なし ・ ヒュ - ズガス栓あり ・ マイコンあり	(再発防止策) ・ 販売業者等において供給機器の維持管理の徹底を図る。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
高知県 中村市 15.4.24	爆発	飲食店 木造2階建	7:10	その他 (ねずみ)	7:10頃、当該喫茶店で、店主(女)が2口コックン口を使用して2分後に2分後に消した。その傷を負った。前には、電気自身	ゴム管の損傷 (ねずみ) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売業者にガス漏れ警報器設置義務設置指導した。
島根県 仁多郡 15.5.10	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	18:55	一般消費者 等 販売事業者	女性(61)が、当該住宅軒下にてを茹でるとたじめ、コンロにマッ手で点火した。消防活動を行い、その後調査による調整ダイヤラムの通気孔から調整器の劣化(調整器の調整桿の金属疲労) ・法第14条、第19条3項、第27条第1項第2号・第3号、第34条1項、第81条違反(書面未交付) (業務主任者再講習未受講) (質量販売違反) (容器未接続) (保安業務の未実施) (帳簿未整備) 調整器設置年不明 (製造昭和49年4月)	調整器の調整桿の劣化 (調整器の調整桿の金属疲労) ・法第14条、第19条3項、第27条第1項第2号・第3号、第34条1項、第81条違反(書面未交付) (業務主任者再講習未受講) (質量販売違反) (容器未接続) (保安業務の未実施) (帳簿未整備) 調整器設置年不明 (製造昭和49年4月)	安全器具等なし	(行政指導等) ・販売業者に保安業務の徹底について文書で指導した。 ・保安機関に保安業務の徹底について文書で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
千葉県 原市 15.5.11	爆発 重傷者 1 (女性67)	一般住宅	5:30	一般消費者 等	事故前日の夕方、消費の妻が翌朝5:30頃、炊飯器のタイマーで炊飯器を起動し、音がしたのを聞き、急いで炊飯器を持ち外へ持出(やけど)になった。	炊飯器の取扱ミスと推定されることが原因等詳細不明	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.5.12	漏えい	共同住宅 鉄骨造4階 建	11:53	販売事業者	11:53頃、当該共同住宅に設置してあった高圧ホースの接続部からガスが漏えいした。原因はオリングの劣化であった。なお、保安機関は、容器交換時等点検でオリングの劣化を見逃していた。	高圧ホースの劣化 ・法27条第1項 (保安業務の未実施) 高圧ホース設置 平成7年5月	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売業者に委託保 安機関へ監督の徹 底、高圧ホースの期 限管理を徹底した。 ・保安機関に高圧ホ ースの期限管理の徹 底について文書で指 導
埼玉県 岩槻市 15.5.17	漏えい (バルク)	共同住宅 木造2階建	16:20	不明	16:20頃、販売事業者及び集中監視センターがガス漏れ警報を受信した。直ちに出勤し、ガス漏れ箇所を確認したところ、バルク貯槽(298kg)の通常使用していない液取出バルブからガスが放出されているのを確認バルブを閉めた。なお、バルブが緩んだ原因は不明。	液取出バルブの 緩みによる漏え い ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売業者に同一原 因の事故防止のため の措置を講ずるよう 口頭で指導した。
山形県 寒河江市 15.5.24	漏えい火災	農作業小屋 木造平屋建	18:25	一般消費者 等 (男性72)	男性が山菜を煮炊きしようとして容器バルブを開けたところ、シュートの音がしたため一度バルブを閉じ、調整器の接続部を締め直した後、再度バルブを開いてコンロに点火した。その後、消費者がコンロに火をつけたまま外出したところ出火し、当該農作業小屋、自宅、隣家が全焼した。その後の調査でも、漏えい箇所の特定はできなかつた。なお、4月19日に販売事業者から10kg容器2本を購入して(うち容器1本には調整器及びゴム管を装着)、自分で所有していた調整器及びゴム管を接続して使用していた。容器と調整器の取り付け及び調整器とゴム管の取り付けが接続不良であったものと推定される。(質量販売 10kg×2本)	調整器・ゴム管 の接続不良 ・規則第16条第 1 3項違反 (質量販売違反)	安全器具等なし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。
沖縄県 浦添市 15.5.25	爆発 重傷者 1 (女性57)	飲食店 その他	20:30	一般消費者 等 (女性57)	事故当日、ガス栓、及びバーナーの器具栓の閉め忘れにより、ガスが漏れていた。店主の女性(57)はガスが漏れているのに気が付かず、点火したところ爆発し、顔に火傷を負った。ガス漏れ警報器は設置されていたが、清掃時に水がかかると作動しなかった。県に報告した時、消費者は蓄膿剤の臭いにお気づきなかった模様。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (故障) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコン あり	(行政指導等) ・販売事業者へ口頭で 同様の事故が発生し ないよう安全指導 を行った。 (再発防止策) ・事故後、警報器を2 個設置した。 ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
広島県 福山市 15.5.26	爆発 軽傷者 3 (女性40～ 50代3名)	保育所 木造平屋建	8:34	一般消費者 等	保育所の厨房で、職員がコンロ（5口業務用）のガス漏れを確認した。点火した。確認し再度点火した。負コンロ、漏えいがあった。そのため、警報器は設置された。	点火ミス ・法第14条、第27条第1項第1号・第2号違反 (書面交付) (保安業務の未実施)	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンS Bあり ・立消え安全装置なし	(行政指導等) ・販売業者に定期点検・調査の徹底について文書で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
宮城県 多賀城市 15.5.27	爆発・火災 軽傷者 1 (男性65)	一般住宅 木造平屋建	15:00	販売事業者	26日に宮城県を中心に発生した地震により当該住宅のS型マイコンメーターが地震の影響で破損し、ガス漏れが発生した。地震発生後、当該販売事業者は、マイコンメーターの復旧作業を完了させた。地震発生後、当該販売事業者は、マイコンメーターの復旧作業を完了させた。地震発生後、当該販売事業者は、マイコンメーターの復旧作業を完了させた。	未使用マイコンメーターの誤復帰による漏えい ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	(再発防止策) ・販売業者に使用していない設備はすみやかに撤去するよう周知徹底する。
長野県 松本市 15.5.29	漏えい	共同住宅 木造2階建	23:00	販売事業者	23:00頃、当該アパート住民がガス臭に気づき消防に連絡した。消防及び消防から連絡を受けた保安機関が確認したところ、自動切替調整器の通気口からガス漏れが認められた。直ちに容器バルブを閉めた。なお、調整器は1985年製であり、ダイヤフラム等の経年劣化ではないかと推定される。	調整器の経年劣化 ・法違反なし 調整器設置 昭和60年6月	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし	(行政指導等) ・県内の販売業者に調整器の経年劣化について文書で注意喚起した。 (再発防止策) ・販売業者に調整器の経年劣化に係る事故防止の周知を行う
滋賀県 高島郡 15.5.31	漏えい	一般住宅 木造平屋建	10:26	配送センター	消費者より湯沸し器が燃焼しない旨の連絡があった。調査の結果、高圧ホースの締め付け不足により、ガス漏れが発生した。4月5日から5月31日の期間に起るが、漏えい量が比較的少量で、漏えい場所がよ付かなかった。	高圧ホースの締め付け不足 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者へ厳重注意するとともに再発防止策を含めた報告書を提出させた。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
千葉県 山武郡 15.6.12	漏えい火災	一般住宅 木造	3:00	不明	3:00頃、当該住宅の容器付近から火し、駆けつけた消防が4:08頃、鎮火した。原因は高圧ホースからガスが漏えいし、何らかの原高圧ホースには3cm程の傷が確認されており、現在調査中である。	不明 ・法第27条第1項第2項違反（保安業務の遅れの遅れ） 高圧ホース設置平成10年3月	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・保安業務の遅れの遅れの遅れを口頭で指導した。
愛知県 一宮市 15.6.15	漏えい火災 軽傷者 1 （男性35）	屋台	9:35	販売事業者	消費者より、販売事業者「容器バルブが開かないため、ガスが使えない」と言われ、販売事業者が現場へ出て確認したところ、ハンドルの向きを確認したところ、ハンドルが空回りしているのを確認し、ハンドルを閉方向に回したところ、ハンドルが閉方向に回らなくなり、漏れが確認された。作業員は、火災となった。作業員は、火災を負い、店舗の上のビルボードの屋根が損傷した。（質量販売 20kg x 4本）	容器バルブの取扱ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	（行政指導等） ・質量販売に係る消費安全の確保を指導した。
埼玉県 川越市 15.6.17	爆発 軽傷者 1 （男性52）	一般住宅 木造2階建	19:15	設備工事業者	事故当日13時頃、男性は末端ガス栓を開いたが、その後も開いたまま忘れていた。19:15頃、男性がB F式風呂釜の種火を点火しようとしたところ爆発した。漏えいした原因は、設備工事業者が平成14年9月に風呂釜を取り付けた際、風呂釜の管接続口が弱り、ガスが漏れたものと推定される。	燃焼器具のオリングの劣化 ・規則第44条第1号違反（固定式燃焼器具をゴム管で接続）	・ガス漏れ警報器あり （探知できないガス量） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・ゴム管接続について設備の再調査、改善対象リストの作成、風呂釜設置工事の注意する旨について口頭で指導した。
新潟県 南魚沼郡 15.6.18	CO中毒 軽症者 5 （女性74,70,67,66,59）	ホテル 鉄筋コンクリート造7階建	1:00	一般消費者	17日の20時～21時頃か客5人全員の頭痛、めまい、嘔吐等の症状が異常に発生し、2階の客室に搬送された。炭素が3階の窓下（3階床下）の窓に近接して排気筒から排気ガスが漏れ、排気筒の軟水化装置が故障したため、この結果燃焼の排気ガスが室内に溜まり、CO中毒の原因となった。この結果燃焼の排気ガスが室内に溜まり、CO中毒の原因となった。この結果燃焼の排気ガスが室内に溜まり、CO中毒の原因となった。	蒸気ボイラーの不完全燃焼 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり （ガス漏れなし） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし	（行政指導等） ・販売事業者が排気筒先端位置が客室に近接している点について口頭で指導した。 （再発防止策） ・2年連続して業務用施設でのCO中毒事故が発生したため、協会に情報提供を行うこと、未然防止を依頼した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
島根県 八束郡 15.6.23	漏えい	ホテル 鉄骨造2階 建	9:00	その他 (改装工 業者)	9:00頃、改装工業者が作業用足場を解体し、トラックの荷台に積み込み作業を行っていたところ、クレーンで吊り上げた足場の束が崩れ、50kgサイフォン容器の上に落下し、2本分のプロテクターと液相の高圧ホース1本を破損し、液状のガスが漏えいした。	他工事業者の作 業ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンなし	
神奈川県 川崎市 15.6.23	漏えい火災	共同住宅 鉄筋コンク リート造2 階建	18:30	一般消費者 等	18:30頃、消費者がコンロに点火しようとしたが、点火しなかった。確認したところ、末端ガス栓が閉まっていたため、開いたところシャット音がしたため、ガス栓を閉め、保安機関に電話した。保安機関は、ガス栓を開いたときのシュツという音と聞き違え、点火の指示をしたところ、漏れていたガスに着火・爆発した。原因は当日消費者がコンロを掃除したときに、ゴム管がガス栓から外れかかっていたか、亀裂が入っていたものと推定される。	ゴム管の損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (コンセントが外 れていた) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・当該マンションの4室に係る末端ガス栓とコンロの接続の安全確認を口頭で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
広島県 広島市 15.6.25	漏えい火災 死者 1 (男性74) 軽傷者 1 (女性68) < B 級 >	一般住宅 木造平屋建	17:40	不明	17:40頃、消費者が2kg容器(ミニクック)を使用し、焼肉をしていたところ漏えい火災となり、家屋が全焼、周囲の民家4棟の一部が焼け、当該住宅に住む1人が死亡、1人が火傷を負った。なお、消費者は当該容器を平成7年9月に購入し、直近では平成10年7月に充てんされていた。原因は調査中である。(質量販売 2kg×1本)	不明	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンなし	
長野県 長野市 15.6.30	爆発 軽傷者 1 (女性60)	一般住宅 木造平屋建	16:18	一般消費者 等	当該家庭では、普段は夫が風呂釜を操作。事故当日、夫が留守だったので湯がぬるく試み、風呂釜を点火した。その際、釜の先で湯が沸き、釜の蓋が跳ね上がり、風呂釜の釜底が風呂釜の釜底に当たった。その火を近づけた消火は、妻が消防に連絡、連絡を受けた消火は、妻が放水をせずに撤収した。妻は爆発時熱風を吸い込んだ可能性があったため、救急車で病院に搬送した。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (検知できないガ ス量) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンあり	(行政指導等) 「安全装置のない燃焼器具を使用する消費者及び周知徹底器具と方法を確認し、適切な改訂を指導を行うこと」を文書で指導した。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミス